

札幌市グループホーム火災概要（第8報）

消 防 庁
平成22年3月19日
13時00分現在

1 発生日時等

発生時刻：平成22年3月13日調査中
覚知時刻：平成22年3月13日2時25分
鎮圧時刻：平成22年3月13日4時04分
鎮火時刻：平成22年3月13日6時03分

2 発生場所

住 所：札幌市北区屯田4条2丁目6番4号
建物名称：グループホームみらいとんでん
用 途：令別表第一（6）項ロ（認知症高齢者グループホーム）

3 建物概要

構 造：木造
階 数：2階建て
延べ面積：248.43㎡

4 死傷者等

（1）人的被害

死者 7名（男性3名、女性4名、すべて入所者）※1階で5名、2階で2名発見。
負傷者 2名（重症：女性1名（従業員）、軽症：女性1名（入所者））

（2）建物被害

出火建物：全焼、焼損床面積約227㎡
延焼建物：部分焼1棟（西隣一般住宅）、焼損表面積約24㎡（外壁）

5 火災原因等

1階食堂のストーブ付近から出火したとのこと（詳細調査中）。

6 消防用設備等の設置状況

設置されていた消防用設備等：消火器具、誘導灯

※自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備については、平成21年4月1

日施行の改正基準（平成19年政令第179号）により設置対象となっているが、既存施設に係る経過措置期間中（平成24年3月31日まで）であり、未設置となっていたもの。

※住宅用火災警報器（非連動型） 設置済み

7 防火管理の状況

防火管理者：選任済み、消防計画：未届け

8 最新立入検査

平成21年5月18日実施

（指摘事項）

- ・防火管理者 未選任（→平成21年5月22日届出済み）
- ・消防計画 未届け
- ・消防用設備等の点検報告 未報告

9 消防庁の対応

3月13日（土）

3時42分：札幌市消防局から第1報受領
消防庁第一次応急体制

4時24分：札幌市消防局から第2報受領

6時14分：札幌市消防局から第3報受領

6時54分：札幌市消防局から第4報受領

8時59分：札幌市消防局から第5報受領

9時30分：消防法第35条の3の2の規定に基づき消防庁長官の火災原因調査を発動し、消防庁職員5名を現地派遣

11時58分：札幌市消防局から第6報受領

- ・各都道府県消防防災主管部長等あてに消防庁予防課長から「社会福祉施設等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成22年3月13日付け消防予第130号）を通知し、防火対策の徹底について依頼

3月14日（日）

18時00分：消防庁第一次応急体制解除

3月16日（火）

- ・厚生労働省、国土交通省及び総務省消防庁において「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」が発足

3月18日（木）

- ・各都道府県消防防災主管部長等あてに消防庁予防課長から「小規模社会福祉施設等に係る緊急調査の実施について」（平成22年3月18日付け消防予第131号）を通知し、緊急調査について依頼